

序章

長崎市都市計画マスタープランについて

- ① 都市計画マスタープランとは P2
- ② 改訂の背景と目的 P2
- ③ 位置付け P4
- ④ 目標年次 P5
- ⑤ 対象区域 P5
- ⑥ 改訂体制 P6
- ⑦ 計画の構成 P7
- ⑧ 改訂にあたっての3つの基本的視点 P8



序章 長崎市都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、将来の都市づくりの考え方を示すもので、都市計画法に基づき策定し、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と言います。

なお、都市計画マスタープランは、以下のような役割を有しています。

◎都市計画マスタープランの役割

視 点	役 割
都市の将来像の明示	実現すべき具体的な都市の将来像を示し、市民や事業者などの主体が共有する都市づくりの目標を設定します。
市町村が定める都市計画の方針の明示	将来像を実現する手法の一つとして、長崎市が定める都市計画を決定・変更する際の根拠となります。
都市計画の総合性・一体性の確保	土地利用、道路・公園等の都市施設の配置、市街地の整備・改善など個々の都市計画の相互関係を調整し、総合的・一体的な都市づくりの方針となります。
都市づくりに対する市民の理解の促進	市民や事業者などの主体が、都市の課題や方向性について合意することにより、各種都市計画事業や規制誘導への協力・参加を促進します。

※本マスタープランの各種統計データについては、平成 28 年 3 月時点で公表されているデータを掲載しています。
(国勢調査に基づく場合は、平成 22 年までの結果を掲載しています。)

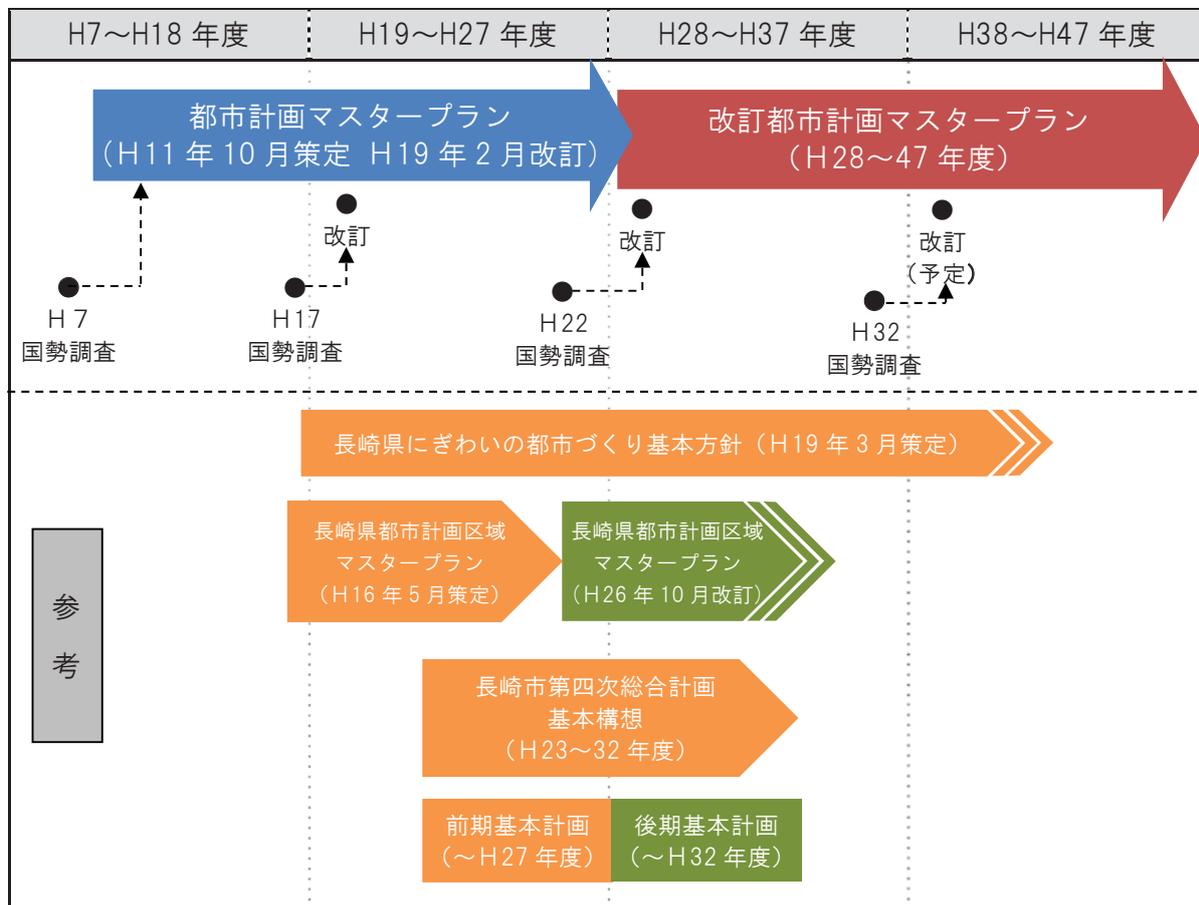
2 改訂の背景と目的

長崎市は、平成 11 年 10 月に都市計画マスタープランを策定しました。その後、平成 17 年 1 月の 7 市町（旧長崎市、旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町、旧三和町）、平成 18 年 1 月の 2 市町（旧長崎市と旧琴海町）の合併に伴い、新たな都市づくりの見直しと、平成 18 年の「まちづくり三法（都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法）」の改正を踏まえ、平成 19 年 2 月に改訂しました。

今回、計画達成の目標年次である平成 27 年（基準年次は平成 7 年、中間年次は平成 17 年）を迎えました。また、平成 23 年 3 月に策定した長崎市第四次総合計画は、後半 5 年間を計画期間とする後期基本計画が平成 28 年度からスタートするとともに、長崎市に関連する都市計画区域マスタープランが平成 26 年度に改訂されたことなどから計画の見直しが必要となりました。

そこで、長崎市では、今後、本格化する人口減少社会、少子化、高齢化の進行など、社会経済情勢の変化に的確に対応していくとともに、平成 19 年 2 月の都市計画マスタープラン改訂後に策定された「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針（平成 19 年策定）」をはじめ、毎年更新される長崎市重点化方針、市の分野別計画との整合や、市民意見の反映を図りつつ、今後 20 年間の都市づくりの方向を明らかにするため、長崎市都市計画マスタープランの改訂を行いました。

◎都市計画マスタープラン策定の経過



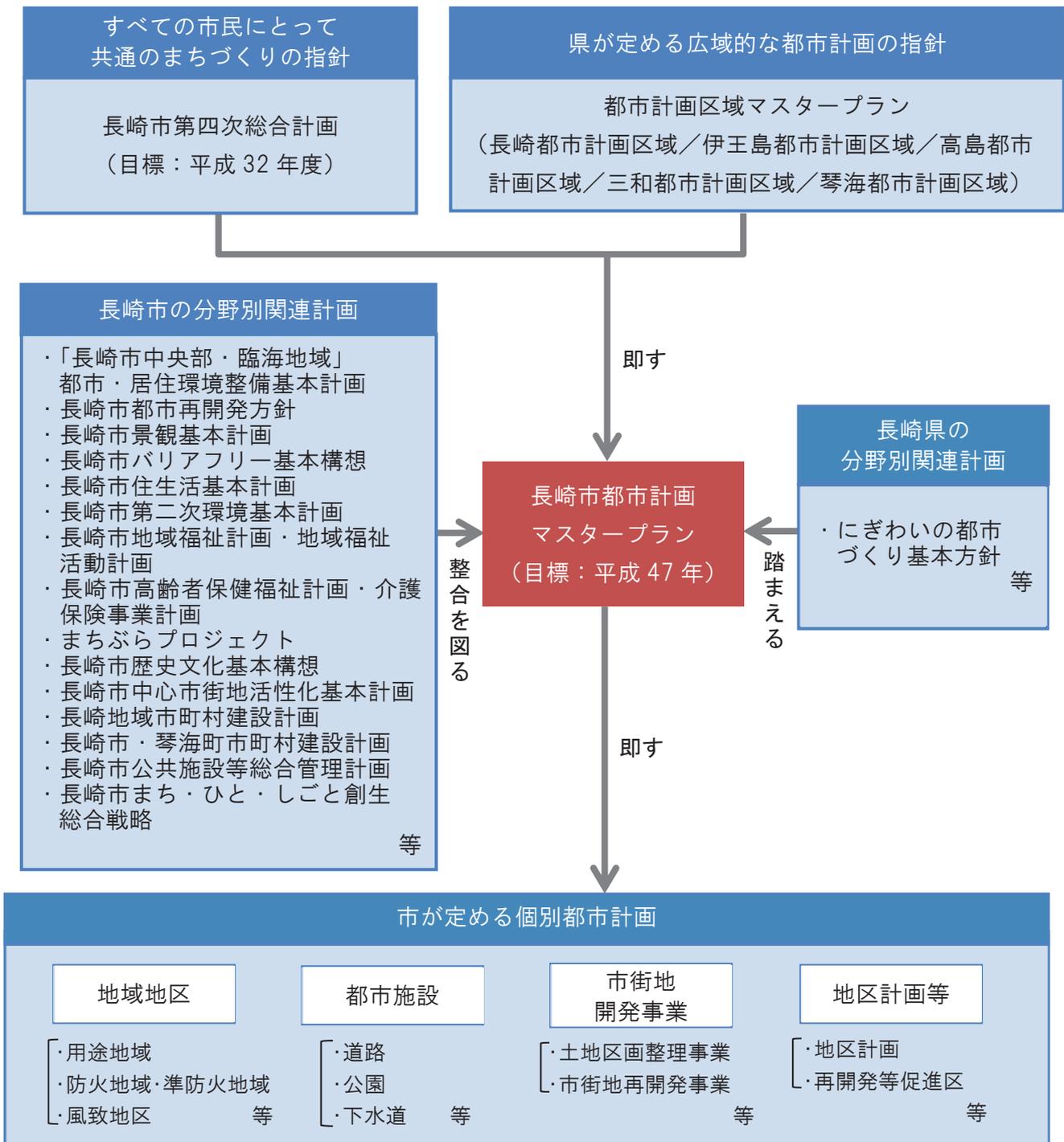
3 位置付け

長崎市の都市づくりの上位計画としては、「第四次総合計画」と、長崎県が策定する「都市計画区域マスタープラン」（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）があります。

「長崎市都市計画マスタープラン」はこれらの計画に即すとともに、長崎市や長崎県の関連計画等との整合を図りながら、将来の都市づくりの方針を明らかにするものです。

また、土地利用、道路・公園等の都市施設の配置、市街地の整備・改善など個別の都市計画は、「長崎市都市計画マスタープラン」に即し定めることとなります。

◎都市計画マスタープランの位置付け



《都市計画法第18条の2》（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想（長崎市第四次総合計画）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（長崎県都市計画区域マスタープラン）に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（長崎市都市計画マスタープラン）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

4 目標年次

平成 28（2016）年度から 20 年後の平成 47（2035）年度までを計画期間とし、中間年次の平成 37（2025）年度に見直しを行うことを基本とします。

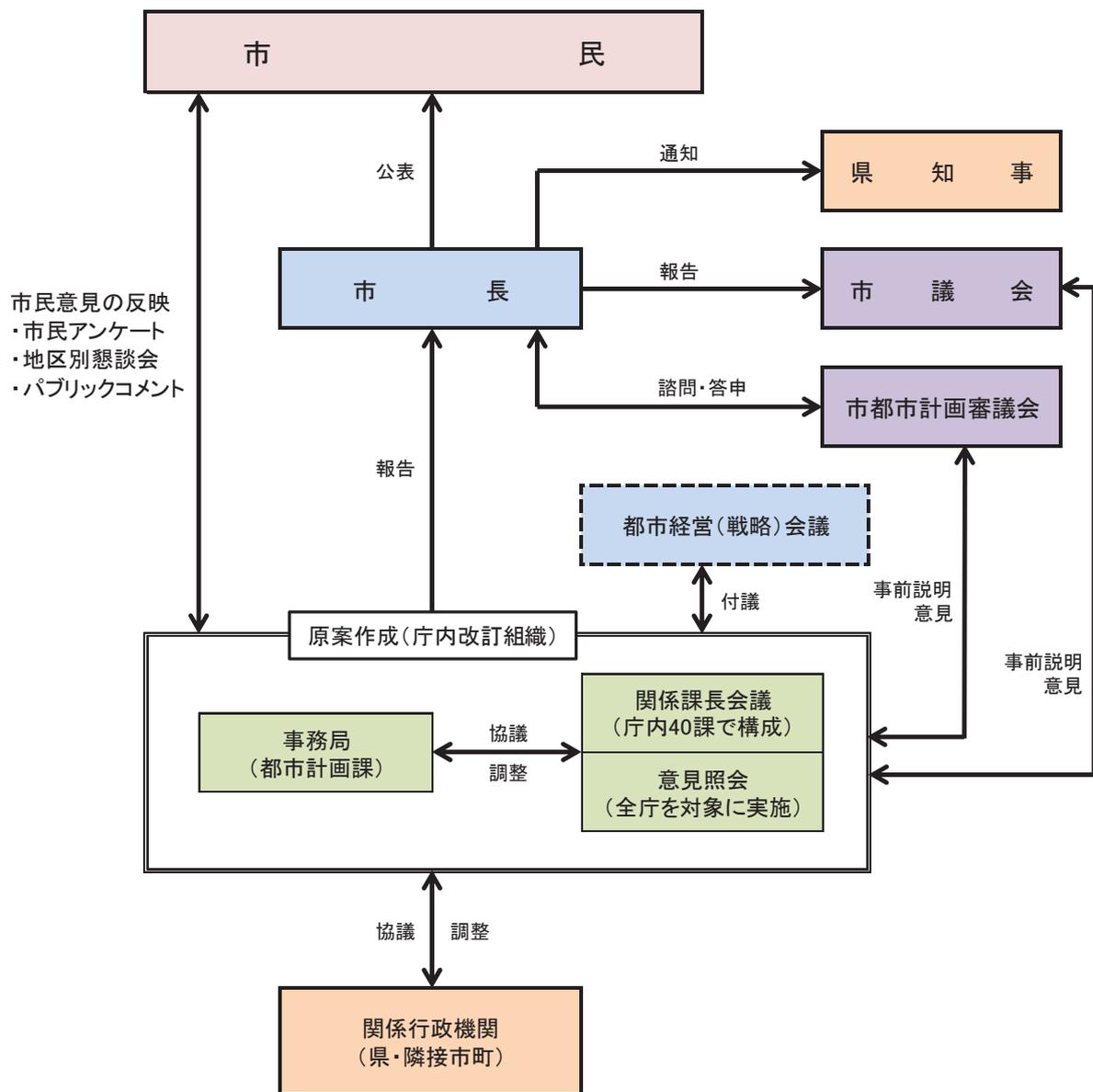
5 対象区域

長崎市の行政区域を対象とします。

なお、都市計画法上、都市計画を定めうる範囲は、原則として長崎市の都市計画区域内ですが、広域の視点を持ちながら、都市計画制度によらない取り組みを含めて総合的に都市づくりを進めていくことが重要であることを踏まえ、対象区域を設定します。

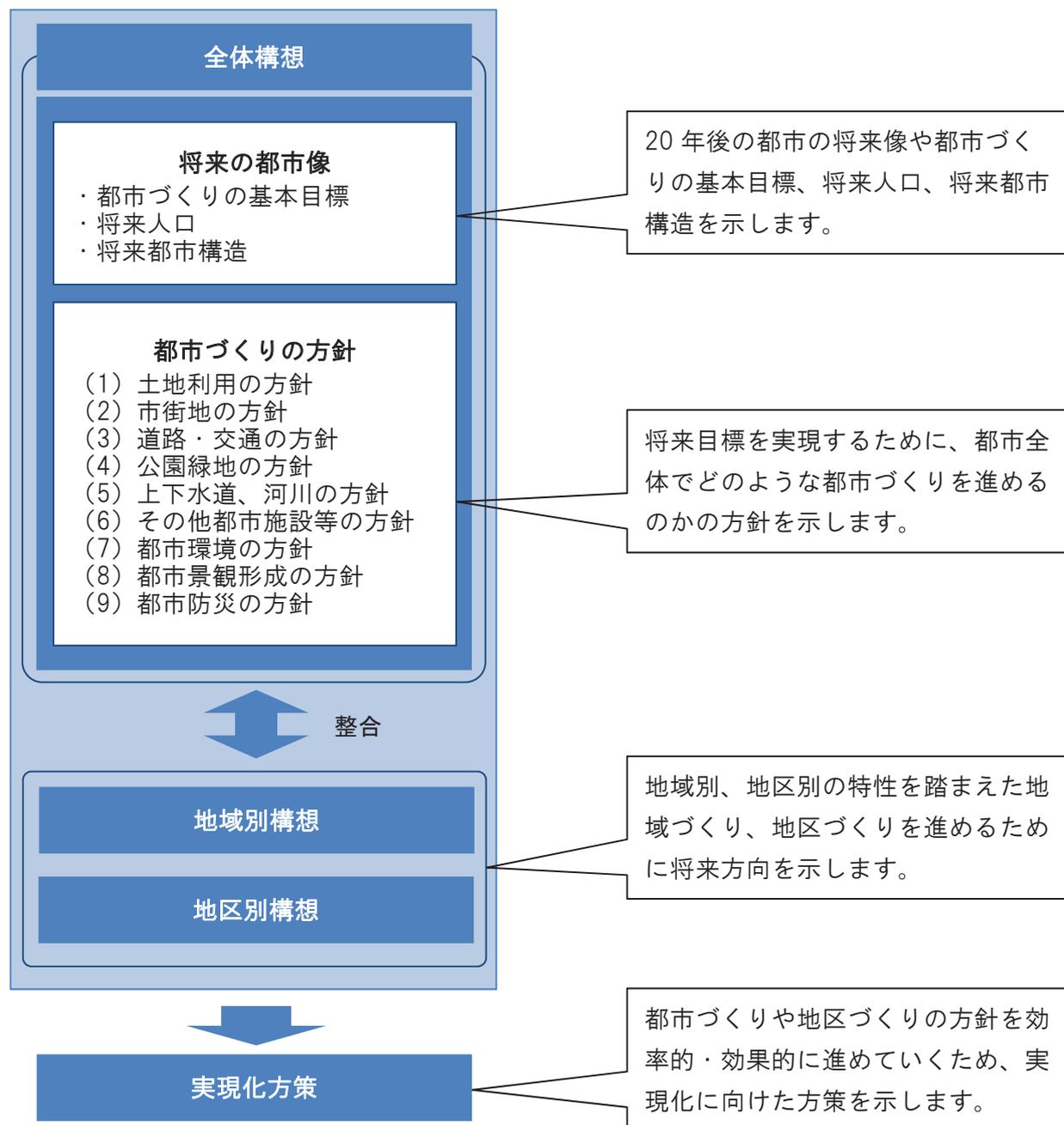
6 改訂体制

改訂においては、広く意見を聞くため、市民アンケートを実施するとともに、関係部局により構成する庁内改訂組織で協議・調整を行いながら作成した素案について、市議会や都市計画審議会、地区別懇談会、パブリックコメントなどご意見をいただきながら、改訂を進めました。



7 計画の構成

都市計画マスタープランは、市全体の都市づくりの方向性を示す「全体構想」と地域や地区の方向性を示す「地域別構想」及び「地区別構想」、その「実現化方策」から構成されます。

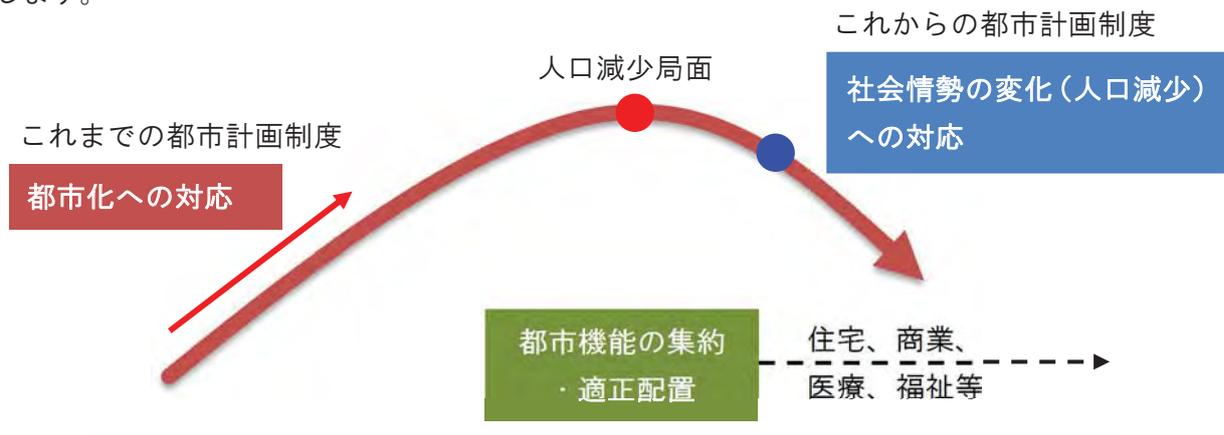


8 改訂にあたっての3つの基本的視点

都市計画マスタープランの改訂にあたっては、以下の内容を基本的視点としています。

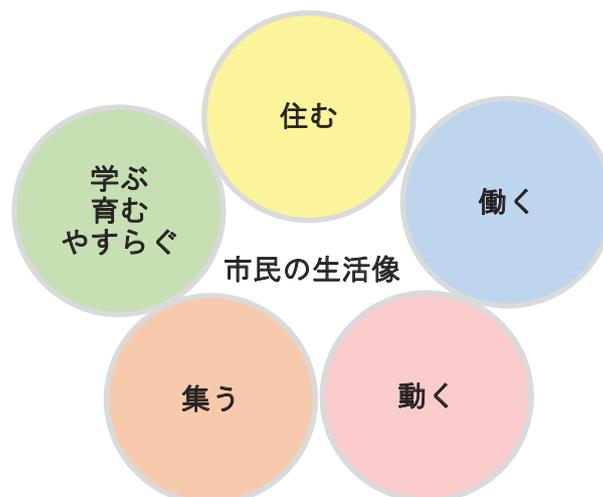
(視点1)社会情勢の変化に対応した持続的な成長をめざす都市計画マスタープランに

人口減少や超高齢化、社会保障費や公共施設の更新費の増加等が見込まれるなかで、活力のある地域経済や安定した財政運営をはじめ、市民生活におけるサービスの維持・向上、環境負荷の軽減など、持続的に成長可能な都市の実現を視点とした都市計画マスタープランとします。



(視点2)人口減少・超高齢社会における市民の生活像を視点とした都市計画マスタープランに

人口減少・超高齢社会において、各地域の多様な住まい方に配慮しつつ、市民の元気な暮らしを確保していくため、「住む」、「働く」、「動く」、「集う」、「学ぶ・育む・やすらぐ」といった市民の生活像を視点とした都市計画マスタープランとします。



(視点3)市民が親しみやすい都市計画マスタープランに

市民、行政の協働による都市づくりの指針として、市民が「読みやすい」、「わかりやすい」を視点とした都市計画マスタープランとします。